

「どさんこ基金とは」

北海道ブロック司法書士協議会は、司法過疎地域において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士の育成と確保を図ることにより、北海道民に等しく司法アクセスの機会を提供しようとする趣旨から、平成17年にどさんこ基金を創設しました。

1. どさんこ基金による支援の概要

北海道内の司法過疎地域で開業する司法書士に対して、どさんこ基金による貸付支援を行いません。

- ① 100万円を限度とする一括貸付・原則5年以内に全額返済
- ② 最長2年間月額5万円を限度とする貸付・2年間の返済猶予期間経過後5年以内に全額返済・2年間事務所継続で返済免除あり
- ③ マザーシップ事務所事業（司法過疎地域で開業する前に司法書士事務所で実務修習）期間中最大120万円を限度とする貸付・2年間の返済猶予期間経過後5年以内に全額返済・2年間事務所継続で返済免除あり

2. どさんこ基金による支援を受けたい方は

支援申込書・誓約書・履歴書等の書類をブロック協議会事務局まで持参又は郵送で申し込んでください。

- ① 申込者（被支援者）には要件があります。
司法書士法人及びその法人に所属する司法書士は対象外です。
- ② 開業する司法過疎地域には要件があります。
とくに1の②及び③の支援は、ブロック協議会が選定した地域に限定されます。
- ③ 1の①の支援は、随時申込を受けて審査決定します。
1の②及び③の支援は、平成24年9月30日までの期間申込です。申込期間経過後に支援が決定されます（1地域に複数の申込みがあった場合でも1名）。
- ④ 申込後、書類及び面談の審査を経て、ブロック協議会の理事会で支援の可否が決定されます（対象地域・被支援者の要件のみでなく、総合的に審査して支援の可否が決定されます）。

どさんこ基金創設の趣旨に賛同し、北海道の司法過疎地域で開業したいという司法書士（または司法書士資格者）の方は、ブロック協議会事務局までご連絡ください。

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目4番地 北海道ブロック司法書士協議会
電話 011-281-3505 FAX 011-261-0115

平成26年度北海道ブロック司法過疎地開業支援事業実施要領

北海道ブロックどさんこ基金運営委員会

北海道ブロックは、北海道内の司法過疎地域における地域住民の司法アクセスの機会を拡充し、当該地域での司法書士の開業を支援するため、以下のとおり司法過疎地開業支援事業を実施する（平成26年10月3日理事会承認）。

【対象地域】

- A 原則として簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士が1名以下又はこれに準ずる地域
- B 上記A地域であって、当協議会が司法過疎地開業支援事業の目的を達成するため選定した地域（別紙記載のとおり）

【支援内容】

- 1号貸付 司法書士事務所開業・運営資金として年間100万円を限度とする。
 - 2号貸付 司法書士事務所運営資金として最長2年間・月額5万円を上限とする。
 - 3号貸付 マザーシップ事務所事業期間中、最長1年間・最大120万円を月割。
- ※1号貸付は対象地域A
2号・3号貸付は対象地域B（貸付金返済免除規定あり）
※すべての貸付金に利息は付さない。
※2号貸付と3号貸付は重複して申し込むことは出来ない。

【被支援者の要件】

簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる司法書士又は司法書士資格を有する者にして、下記①または②に該当する者

- ①対象地域に開業または移転した後、1年以内の司法書士（個人に限る。以下同じ）
- ②対象地域に開業または移転を予定している司法書士及び有資格者

※申込時に開業または移転を予定している者は、支援決定後2か月以内に開業予定地またはマザーシップ事務所所在地に登録申請を行なうこと。

※対象地域に開業または移転（予定を含む）した事務所が司法書士法人である場合を除く

【貸付金の返還等】

- 1号貸付 原則5年以内に全額を返還すること。
- 2号及び3号貸付 2年間の返済猶予期間経過後、原則5年以内に全額を返済するこ

と。ただし、当該地域に2年間継続して事務所を置いたときは返済免除の申請をすることができる。

【申込】

当協議会所定の申込書と誓約書、任意の履歴書等の書類一式をブロック事務局に持参または郵送すること。

1号貸付 随時

2号及び3号貸付 平成26年10月20日までの期間申込（第1次申込期間）
第1次申込期間経過後は随時

【支援の決定】

どさんこ基金運営委員会による面談等の審査を経て理事会で決定する。

1号貸付 随時審査決定する。

2号及び3号貸付 第1次申込期間内の申込者を対象に平成26年10月20日以降、順次審査決定する（原則として1地域につき1名とする）。第1次申込期間経過後の申込は随時審査決定する。

※支援決定の可否は、決定次第遅滞なく申込者に適宜の方法により通知する。

【その他】

- ①対象地域については、どさんこ基金運営細則第3条を参照のこと。
- ②支援内容については、どさんこ基金規則第5条、運営細則第4条を参照のこと。
- ③貸付金の返済等については、規則第7条、運営細則第6条乃至第8条を参照のこと。
- ④マザーシップ事務所事業については、マザーシップ事務所事業実施要領を参照のこと。
- ⑤その他本事業に関する問合せ先は、下記のとおり。

北海道ブロック司法書士協議会 事務局

〒060-0042 札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6階（札幌司法書士会内）

電話 011-281-3505 F A X 011-261-0115

どさんこ基金 規則第5条2号・3号地域

(どさんこ基金運営細則第3条3項の規定により平成26年10月3日理事会承認)

<札幌司法書士会管内>

<函館司法書士会管内>

1 知内町 (函館司法書士会)

人口 知内町 26年約4800人 (毎年200人ずつ減少中)
木古内町 26年約4700人 (毎年200人ずつ減少中)
地勢等 知内、木古内がひとつの圏域である
司法書士 0名
裁判所 なし
隣接司法書士 木古内町1名 (認定なし) 松前町1名 (認定あり)
アクセス (車) 函館へ1時間20分 江差へ1時間40分
必要性 直接の要望はないが潜在的需要が見込まれる

<旭川司法書士会管内>

1 天塩町 (旭川司法書士会)

人口 約3700人
地勢等 北海道西北部天塩郡の中央にあり、東西およそ25km南北およそ26km、総面積353.31km²を有し、北東は天塩川を界として幌延町 (人口2700人)、南東は中川町 (人口1800人)、南は遠別町 (人口3000人) に接し、西は日本海に面して天塩川が注ぎ、河口には地方港湾があり、市街地は、天塩川各周辺に形成されている。広漠たる原野が天塩川左岸流域に形成され、中央部には南北に走る 低山性の天塩山地が起伏し、日本海は段丘地となっている。
司法書士 0名
裁判所 家裁出張所 簡裁
隣接の司法書士 稚内、枝幸、羽幌、美深
アクセス (車) 札幌から4時間30分、旭川から3時間30分、稚内から1時間15分
必要性 裁判所設置地域
他地区からのアクセスに難がある

2 中頓別町周辺 ※浜頓別町と枝幸町を含む（旭川司法書士会）

人口	1 9 0 0 人
地勢等	町の中央部は秀峰ピンネシリ岳（7 0 4メートル）を中心とした山岳地で、南西部は標高5 0 0メートル前後の北見山脈、東部はポロヌプリ山（8 3 8メートル）をはじめとする高山をもつ山岳地が広く分布し、いずれも起伏状急峻で、これから発した頓別川、兵知安川の2川が中央部を北流し、多くの支流を合わせつつやがて1川となってオホーツク海に注ぐ。この流域が平坦地及び段丘地を形成して農業地帯となっている。 隣接地の浜頓別町（人口4 0 0 0人）へは2 0 k m、中頓別から枝幸町（人口9 0 0 0人）へは浜頓別か旧歌登町経由となり、どちらも5 0 k m程度となる。音威子府村（人口9 5 0人）へは4 1 k m。他の隣接町村へは以上の町村を経由することになる。
司法書士	0名
裁判所	家裁出張所 簡裁
隣接の司法書士	枝幸町に非認定司法書士が1名
アクセス	主要都市からの距離 稚内から 1 1 2 k m、名寄から9 0 k m、旭川から1 8 9 k m
必要性	裁判所設置地域 他地区からのアクセスに難がある

3 留萌市

人口	2 3, 5 9 0 人 （人口密度 79.3人/km ² ）
地勢等	地形は、東西に走る留萌川を中心に両翼には平原、丘陵が続き、南側の地形は比較的高度のある山並みがあり、北部は低位な丘陵地。 北海道西北部における留萌振興局管内の中心都市であり、水産加工を基幹産業とする。 隣接自治体は、増毛郡増毛町（約5 2 0 0人）、留萌郡小平町（約3 6 0 0人）
司法書士	2名（認定司法書士1名）
裁判所	旭川地方裁判所留萌支部、旭川家庭裁判所留萌支部、留萌簡易裁判所
アクセス	マイカー利用の場合 札幌（市街）から約2時間30分から約3時間30分 旭川から約1時間40分 稚内から約3時間30分
必要性	留萌振興局管内の中心都市でありながら認定司法書士が1名であり、リーガルサポート会員は不在。留萌管内では司法書士が減少傾向にある。

3 興部町

人口	4 1 2 7 人
地勢等	オホーツク総合振興局管内の北部に位置する町。基幹産業は酪農、林業、漁業。 隣接自治体は、紋別市（2万3941人）、西興部町（1154人）、滝上町（2881人）、雄武町（4814人）。（人口は平成26年3月末日現在）
司法書士	紋別市内2名（認定司法書士2名）
裁判所	旭川地方裁判所紋別支部、旭川家庭裁判所紋別支部、紋別簡易裁判所
アクセス	マイカー利用の場合 興部町から紋別市までの距離は19キロメートルで30分程度 旭川から約2時間
必要性	興部町でキャリア30年以上の司法書士が病気のため廃業したため、興部町役場から新規開業者の要望がある。紋別地区の司法書士数は、10年前は5人であり、地域の司法書士が減少している。

<釧路司法書士会管内>

1 広尾町（釧路司法書士会）

人口	7, 8 3 4 人
地勢等	十勝港を中心に栄えた港町で帯広からはかなりの距離がある。
司法書士	1名（認定なし）
裁判所	なし
隣接の司法書士	大樹町2（1名認定あり）
アクセス（車）	帯広まで1時間40分から2時間ほど
必要性	認定を受けた裁判業務等を担当できる人材が必要

どさんこ基金規則

(基金の設置)

第1条 北海道ブロック司法書士協議会は、北海道内における住民の司法アクセスが困難な地域（以下、「司法過疎地域」という。）において司法書士業務を行う司法書士の育成と確保を図るなど、北海道民に等しく司法アクセスの機会を提供することにより、司法過疎を解消することを目的として、基金を設立する。

(基金の名称)

第2条 前条に定める基金を「どさんこ基金」（以下、「基金」という。）と称する。

(基金の会計)

第3条 基金の会計は、特別会計とする。

(基金の収入)

第4条 基金は次の収入によって形成される。

- (1) 構成会からの負担金
- (2) 一般会計からの繰入金
- (3) 構成会会員からの寄付金
- (4) 日本司法書士会連合会からの寄付金・拠出金
- (5) 構成会会員以外からの寄付金・助成金・補助金等
- (6) 貸付金の返済金
- (7) その他の雑収入
- (8) 前各号の金員の利息等

(基金の支出)

第5条 基金は次の項目について支出することができる。

- (1) 司法過疎地において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の開設・運営維持費のための貸付
- (2) 司法過疎地であって、あらかじめ理事会が選定した地域において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の運営維持費のための貸付
- (3) 前号の地域において簡裁訴訟代理等関係業務を行う司法書士事務所の開設準備のためのマザーシップ事務所事業期間中における貸付
- (4) 理事会において北海道民に等しく司法アクセスの機会を提供するために必要であると認めた費用
- (5) 剰余金の一般会計への繰り入れ

(基金の運営)

第6条 基金の運営は、どさんこ基金運営委員会（以下、「委員会」という。）が行う。

(貸付金返済の免除等)

第7条 会長は、貸付を受けた司法書士にやむを得ない事情があるときは、理事会の決議を経て、貸付金の全部又は一部につき、その返済を猶予又は免除することができる。

(情報の開示義務)

第8条 貸付を受けた司法書士は、理事会の求めに応じて事務所運営に関する情報を開示しなければならない。

(細則等への委任)

第9条 この規則に規定するほか、この規則を実施するために必要な事項は、理事会において別に細則を定める。

(規則の改正)

第10条 この規則を改正するときは、総会の議決を経なければならない。

(基金の廃止)

第11条 基金は、平成29年6月30日（以下「廃止日」という。）をもって廃止する。

2 前項の期間内であっても、第1条の目的を達したとき又は使命を果たしたと認めるときは、総会の承認を経て基金を廃止することができる。

3 第1項にかかわらず、廃止日までに第1条の目的を達していないとき又は使命を果たしていないと認められるときは、廃止日前に開催される総会の承認を経て基金を存続することができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年6月11日から施行する。

2 この規則は、平成24年6月2日から施行する。

主な改正点

○基金の支出（第5条）

どさんこ基金の貸付による支援方法を3つとした。

第1号 司法過疎地域における事務所開設・運営費としての貸付（年間100万円）

第2号 司法過疎地域であって、あらかじめ理事会が選定した地域における事務所運営費としての貸付（最長2年間・月額5万円）

第3号 司法過疎地域であって、あらかじめ理事会が選定した地域における事務所開設準備のためのマザー事務所事業期間中における貸付（最長1年間・120万円の月割）

○貸付金返済の免除等（第7条）

貸付金返済の猶予または免除を包括的な規定とした。→詳細は細則に規定

○基金の廃止（第11条）

どさんこ基金は、第1条の目的を達した時または使命を果たした時に廃止すべきものであるが、期限を設けて目的を達成するために廃止日を規定した。

どさんこ基金運営細則

(趣旨)

第1条 この細則は、どさんこ基金規則（以下、「規則」という。）第9条の規定に基づき、どさんこ基金（以下、「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(どさんこ基金運営委員会)

第2条 どさんこ基金運営委員会（以下、「委員会」という。）の委員は、理事会において選出する。

2 委員は、各構成会より2名選出するものとする。

(司法過疎地域等の認定)

第3条 基金の運営において、司法過疎地域とは、原則として当該地域に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことのできる司法書士の数が1名以下の場合をいう。

2 前項の要件を満たさない地域であっても、理事会が地域住民の司法アクセスの機会が不十分であると認定した場合には、当該地域を司法過疎地域とすることができる。

3 規則第5条2号及び3号の地域は、司法過疎地域の中から、司法書士が不在の地域を中心に委員会が候補地域を選定し、理事会で承認を得なければならない。

4 第2項の地域の認定及び前項の候補地域を選定する際には、当該地域の構成会の会長の意見を聴かなければならない。

(貸付)

第4条 規則第5条1号の貸付金は、年間100万円を限度とする。

2 規則第5条2号による貸付金は、最長2年間で月額5万円を上限とする。

3 規則第5条3号による貸付金は、最長1年間で120万円を上限とした月割とする。

4 規則第5条2号と3号の貸付は重複してすることができない。

5 規則第5条1号乃至3号の貸付金はこれを無利息とする。

(借入の申込と貸付の可否)

第5条 規則第5条1号乃至3号による貸付を申請する司法書士は、別に定める様式による申込書を委員会に提出するものとする。

2 委員会は前項の申込後速やかに貸付の可否を決議する。

3 前項の決議については、理事会の承認を得なければならない。

(貸付金の返済)

第6条 規則第5条による貸付金は、原則として5年以内に全額を返済しなければならない。具体的な返済方法に関しては、借入を申し込んだ司法書士と委員会との協議により定めるものとする。

2 前項にかかわらず、規則第5条2号及び3号による貸付金は、以下の事由に該当する場合を除き、貸付又は事務所開設から2年間返済を猶予する。

- (1) 司法書士法第47条2号又は3号による懲戒処分を受けたとき
- (2) 構成会において注意勧告処分を受けたとき
- (3) 規則第5条3号において事務所開設に至らなかったとき
- (4) 2年以内に事務所を廃止又は当該地域外に移転したとき

(貸付金返済の免除等)

第7条 規則第7条による貸付金返済の免除等の基準を以下のとおりとする。

- (1) 貸付金を返済すべき司法書士が死亡したとき
 - (2) 貸付金を返済すべき司法書士が成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (3) 貸付金を返済すべき司法書士が病気その他やむを得ない事情により事務所の開設・運営が困難になったとき
 - (4) 貸付金を返済すべき司法書士が病気その他やむを得ない事情により貸付金の返済が困難になったとき
- 2 規則第5条2号又は3号の貸付金を返済すべき司法書士が当該地域に2年以上継続して事務所を置いた場合には、理事会の決議により貸付金の返済を免除することができる。

(貸付金の返済免除等の申請)

第8条 次の者は、規則第7条による貸付金の返済の免除等を申請することができる。

- (1) 貸付金を返済すべき司法書士
 - (2) 前号の司法書士が死亡したときは、その者の相続人
 - (3) 第1号の司法書士が成年被後見人又は被保佐人となったときは、その者の成年後見人又は保佐人
- 2 返済の猶予又は免除を申請するときは、別に定める様式による申請書を委員会に提出するものとする。
- 3 委員会は、前項の申請書が提出された後2か月以内に猶予又は免除の可否について意見書を会長に提出するものとする。
- 4 会長は、前項の意見書の提出を受けたときは、猶予又は免除の可否を理事会

に諮り、2週間以内にその結果を申請者に通知しなければならない。

(実施要領)

第9条 委員会は、規則第5条3号のマザーシップ事務所事業の実施要領を定めるほか、事業年度ごとに司法過疎地開業支援事業の実施要領を定めて理事会の承認を得なければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年6月11日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年6月2日から施行する。

主な改正点

○委員会（第2条）

委員会の名称を「どさんこ基金運営委員会」（規則第6条）とし、委員会は理事会において各構成会から2名選出することとした。なお、各構成会2名の内、1名はブロック理事とする（理事会の申し合わせ事項）。

○司法過疎地域等の認定（第3条）

司法過疎地域とは、原則として当該地域に簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士の数が1名以下の場合と規定した（規則第5条1号）。

規則第5条2号及び3号の地域は、司法過疎地域の中から、委員会が候補地域を選定して理事会の承認を得た地域とする（規則において「理事会が選定」と規定）。

なお、地域とは、形式的に市町村単位を基準とするのではなく、複数の市町村を一つの地域とする場合もある。

○貸付（第4条）と返済（第6条）

規則第5条1号から3号の貸付の内容を規定するとともに返済について規定した。各号原則5年以内の返済とし、規則第5条2号及び3号については、返済開始を2年間猶予する（よって、2年経過後から5年以内の返済）規定を設けた。

○貸付金の返済の免除等（第7条）

規則第5条2号及び3号の貸付について、当該地域に2年以上継続して事務所を置いた場合には、貸付金の返済を免除することが出来る規定を設けた。

○実施要領（第9条）

各事業年度の司法過疎地開業支援事業の実施要領を定めることとした。

マザーシップ事務所事業実施要領

この実施要領は、どさんこ基金運営細則(以下、「細則」という。)第9条の規定に基づき、どさんこ基金規則(以下、「規則」という。)第5条3号によるマザーシップ事務所事業の実施に関し必要な事項を定める。

1 被支援者

- (1) 北海道ブロック司法書士協議会構成会の司法書士会員(以下、「司法書士会員」という。)

2 マザーシップ事務所の要件

- (1) 司法書士会員及び北海道ブロック司法書士協議会構成会の司法書士法人会員(以下、「法人会員」)

ただし、司法書士会員については、司法書士法第3条第2項の簡裁訴訟代理関係業務を行う資格(以下、「簡裁代理権」という。)を有していること。

また、法人会員については、被支援者を受け入れる事務所に常駐している社員が簡裁代理権を有していること。

- (2) 応募の前年度における構成会の単位制研修において12単位以上取得していること。

なお、法人会員については、被支援者を受け入れる事務所に常駐している簡裁代理権を有している社員が上記単位を取得していること。

- (3) 不動産登記業務、商業登記業務、簡易裁判所における代理訴訟業務、債務整理に関する業務を行った経験を有すること。

- (4) 過去3年以内に注意勧告又は懲戒処分を受けていないこと。

3 マザーシップ事務所の登録

随時マザーシップ事務所を募集し、応募者について資格要件等の審査をした上で「どさんこ基金マザーシップ事務所」として登録をし、その旨を応募者に通知する。

4 マザーシップ事務所における支援の内容

司法書士としての職責及び司法書士倫理ならびに社会的使命を身につけさせ、また、業務遂行能力を向上させるための実践的指導を行う。

なお、事情によっては、被支援者1名につき複数のマザーシップ事務所が決定される

場合もある。

5 期 間

原則として6か月から1年間とする。

上記期間はどさんこ基金運営委員会、マザーシップ事務所及び被支援者が協議によって定める。

なお、被支援者の病気等により一定期間修習を停止せざるを得ないときは、停止及び再開の時期等を上記三者間の協議によって定める。

6 貸付金の交付等

被支援者は、マザーシップ事務所を事務所所在地として司法書士登録をなし、北海道ブロック司法書士協議会は、被支援者に対して、120万円を上限に前項の期間の月数で除した額を毎月開業準備貸付金として交付する。

また、どさんこ基金運営委員会は、マザーシップ事務所及び被支援者に対して、本事業遂行のため必要な助言を行うことができる。

7 報 告

マザーシップ事務所及び被支援者は、指導及び修習内容等について、6か月毎に所定の様式によって報告をしなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成24年6月2日から実施する。

司法過疎地開業等支援申込書

平成 年 月 日

北海道ブロック司法書士協議会
 どさんこ基金運営委員会 御中

住 所

申込者

(ふりがな)

氏 名

(印)

生年月日 年 月 日 (満 歳)

連絡先 (- -)

私は、司法過疎地開業等の支援を受けたいので、どさんこ基金による借り入れの申し込みをします。

借入申込金額	司法過疎地開業支援事業実施要領の下記金額 1号 金 円 2号 金 円 3号 金 円 ※ 2号と3号の重複は不可						
開業地 (決定しているとき)	北海道						
開業候補地 (未定のとき)	北海道 市・町・村						
メモ							
確 認 欄							
どさんこ基金運営委員会				北海道ブロック会長、副会長			
札幌	函館	旭川	釧路	札幌	函館	旭川	釧路

※ 添付書類： 誓約書 (所定様式)、履歴書 (任意の様式)

誓 約 書

平成 年 月 日

北海道ブロック司法書士協議会
どさんこ基金運営委員会 御中

住所（自宅）

氏名（自署）

⑩

私は、貴司法書士協議会が実施する司法過疎地開業等支援を受けるため、どさんこ基金による借り入れの申込をしましたが、司法過疎地開業支援事業実施要領記載の各項目を確認した上で、返済等の条件を遵守することを誓約します。

なお、上記に違背したと判断された場合は、支援の停止及び借入金の返還に応じることに異存はありません。

また、私は司法書士法その他関連法規に違背した事実はありません。

開業地においては簡裁訴訟代理関係業務を含めた司法書士業務を精力的に行い、所属司法書士会及び北海道ブロック司法書士協議会が行う法律相談及び事業について積極的に取り組みます。

返済猶予・免除申請書

平成 年 月 日

北海道ブロック司法書士協議会
どさんこ基金運営委員会 御中

() 司法書士会 () 支部 登録 第 号
申請人

司法書士



私は、どさんこ基金運営細則第7条による

1. 返済の猶予

2. 返済の免除

(1. 2. のいずれかに○印)

の申請をします。

返
済
猶
予
の
申
請

1. 借入金 金 円

借入残金 金 円

(平成 年 月 日現在)

2. 返済猶予の理由

3. 猶予を希望する金額

債務全額

債務の一部 (金 円について猶予希望)

4. 希望する返済方法

返 済 免 除 の 申 請	1. 借入金 金 円 借入残金 金 円 (平成 年 月 日現在)						
	2. 返済免除の理由						
	3. 免除を希望する金額 <input type="checkbox"/> 債務全額 <input type="checkbox"/> 債務の一部 (金 円について債務免除希望)						
	4. 一部免除における残債務の希望返済方法						
どさんこ基金運営委員会の意見							
確 認 欄							
どさんこ基金運営委員会				北海道ブロック会長			
札 幌	函 館	旭 川	釧 路	札 幌	函 館	旭 川	釧 路